

事業計画

事業計画は、通常総会(通常総代会)において組合の当該事業年度内に実施を予定する共同事業の実施計画及び予想計画等に関して組合員に付議する書類である。

したがって、組合の定款に規定され、かつ、現実に実施しようとする各事業について、でき得る限りの確に記載することが必要である。

事業計画の作成の基準については、中協法規則に特段の規定を有しては無いが、組合が実施する共同事業が組合員との取引によって成り立っていることにかんがみ、どのような資金によってその共同事業の運営が行われるのかを付記すべきである。また、事業計画が事業報告と表裏一体の関係にあることを勘案し、事業報告に求められる項目であって予定される事項がある場合には、できるだけ盛り込むことが重要である。

事業計画書
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

事業計画

1. 共同生産、共同加工に関する事業

この事業は、組合員が事業に必要とする次の品目を組合員の委託を受けて、組合の施設において生産(加工)し、組合員に供給することにより実施する。

	生産(加工)量	販売高	手数料率	手数料高
A品	個	円	個につき 円	円
B品	台	円	台につき 円	円
C品	kg	円	kgにつき 円	〇〇円

2. 共同販売に関する事業

この事業は、組合員が生産する次の製品の全生産数量(又は全生産数量の %)を組合員から委託を受けて、組合が需要先に販売することにより実施する。

	販売量	販売高	手数料率	手数料高
A品	個	円	個につき 円	円
B品	台	円	台につき 円	円
C品	kg	円	kgにつき 円	〇〇円

(講習会、後援会)並びに情報提供をすることにより実施する。

なお、この事業は教育情報事業賦課金収入により運営する。

(1) 講習会、研究会の開催

組合員の事業経営に関する講習会に専門家を招聘して、年 回開催する。

組合員の雇用する従業員に対して 技術の向上を図るため専門家を招聘して年 回研究会を開催する。

(2) 情報提供

組合員の取り扱う製品の市況の情報収集及び交換のため月 回 A 4 判 頁程度の情報誌を発行する。

諸会議の開催

- 1 . 総会 年 月下旬に にて開催予定
- 2 . 理事会 共同事業の進捗状況を見据えて、おおむね四半期に 1 回程度開催
- 3 . 委員会 共同事業の円滑な実施を図るため、 委員会を随時開催